

# 万里一空



町長 上浦 登

5月に入り、町内でもこれから田植えの季節を迎えます。  
この時期の田んぼは、早苗（田植えの時の苗）が植えられたばかりという意味で「早苗田（さなえだ）」と呼ばれており、町内でも、水面に周りの景色が映し出された早苗田の美しい光景が見られる季節となりました。

さて、人口の減少や高齢化が進む中、町では地域の暮らしを支え豊かさを維持していくため、民間企業と連携し、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

特に、能勢電鉄がケーブルやリフト等の「妙見の森関連事業」の営業を終了したことで、妙見口駅周辺地域の活性化を図ることが大きな課題となっているため、地域の魅力や価値の向上を目指して、令和6年度からエイチ・ツー・オー リテイリング（株）と連携し、妙見口駅周辺でさまざまな取り組みを進めているところです。

また、今年度からは、交流人口の増加を図ることを目的として、エイチ・ツー・オー リテイリング（株）に加え、阪急阪神ホールディングス（株）と協力し、吉川町営住宅跡地で二地域生活滞在実証実験を行うことで、参加者に「もうひとつの暮らし」を実体験できるサービスを提供することとしています。

さらに、こうした取り組みとは別に、今年度から、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、民間企業のノウハウを活かしながら、町内の企業や農家の皆さんと連携し、新たな加工品の開発や町の農産物の魅力向上を図るとともに、公園や道路、橋梁を安全で簡易に維持管理できる仕組みづくりや、公園施設の今後の利活用について検討を行うこととしています。

地域活性化起業人制度は、地方自治体が民間企業の社員を受け入れ、地域の魅力や価値の向上、地域経済の活性化等の業務に従事いただくことで、地域活性化の取組を効果的・効率的に展開できる有効な方策と考えられています。

これから、こうした取り組みを進める中で、農家の皆さんや地域で活動されておられる皆さんにご協力を願いますことあるかと思いますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 総務部の組織の再編について

総務部の組織の見直しに伴い、4月1日から総務部の組織のうち、総合政策課・広報職員課・総務課・行財政課を次のとおり3つの課に再編しました（税務課は変更ありません）。

【3月31日まで】

課名および ダイヤルイン番号	主な業務
総合政策課 ☎ 739-3412	秘書、栄典、企画・調整、総合まちづくり計画、広域行政、交通政策、ふるさと納税、公共施設再編、企業誘致
広報職員課 ☎ 739-3413	人事、給与、広報・広聴、ホームページ、行政組織、NPO、統計、公平委員会、行政相談員、選挙管理委員会
総務課 ☎ 739-3415	法制文書、防災、国民保護、防犯、消防団、自治会、情報公開、個人情報、電算、監査、固定資産評価審査委員会
行財政課 ☎ 739-3414 ☎ 739-3416	予算・財務、契約・検査、行財政改革、事業評価、庁舎管理、普通財産



【4月1日から】

課名および ダイヤルイン番号	主な業務
総合政策課 ☎ 739-3412	秘書、栄典、企画・調整、総合まちづくり計画、広域行政、交通政策、自治会、ふるさと納税、公共施設再編、企業誘致、広報・広聴、ホームページ、NPO、行政相談員
総務課 ☎ 739-3415	人事、給与、行政組織、統計、公平委員会、法制文書、防災、国民保護、防犯、消防団、情報公開、個人情報、監査、固定資産評価審査委員会
行財政課 ☎ 739-3414 ☎ 739-3416	予算・財務、契約・検査、行財政改革、事業評価、庁舎管理、普通財産、指定管理者、電算、選挙管理委員会

# 固定資産税・軽自動車税・町府民税の納付のお知らせ

固定資産税と軽自動車税の納税通知書は5月中旬に、町府民税の納税通知書は6月中旬に発送する予定ですので、お手元に届きましたら内容をご確認いただき、納期内（※下記参照）納付にご協力ください。

また、口座振替のお申込みをいただいている方も、下記の日、指定の口座から自動振り替えされますので、預金等の残額をご確認ください。

なお、固定資産税、町府民税で全期前納される方は、1期から4期までの納付書4枚を一緒に窓口へ提出し納付してください。

## 令和8年度町税の納期限

税目	第1期分	第2期分	第3期分	第4期分
固定資産税	6月1日（月）	7月31日（金）	9月30日（水）	令和9年 1月4日（月）
軽自動車税	6月1日（月）	—	—	—
町府民税	6月30日（火）	8月31日（月）	11月2日（月）	令和9年 2月1日（月）

納期限を過ぎますとその翌日から納付の日までの日数に応じて、地方税法に規定する割合を乗じた延滞金を加算して納付していただきます。

### 納税には、便利な口座振替をご利用ください

#### 【口座振替取扱金融機関】

「三井住友銀行・池田泉州銀行・大阪北部農業協同組合・三菱UFJ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行」

口座振替を希望される方は、税務課、吉川支所または口座振替取扱金融機関で手続きができます。申込書の郵送も可能ですので、税務課までお問い合わせください。

各月20日までのお申込みで、翌月末の納期分から振り替えできます。ただし、キャッシュカードをお持ちで、暗証番号がわかる方は窓口にて振替当月の15日（15日が土日祝日の場合はその前の営業日）まで申込みいただけます（一部対応していないキャッシュカードがあります）。

### コンビニエンスストアで納付ができます

コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書は、手数料不要でコンビニエンスストアの営業時間内にいつでも納付ができます（現金のみ。電子マネー等には対応していません）。納付ができる店舗についてはお手持の納付書裏面および豊能町ホームページをご確認ください。

### スマートフォン決済アプリで納付ができます

スマートフォン決済アプリから納付書に印字されているコンビニ収納用バーコードまたは地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることで、いつでも町税、国民健康保険料を納めることができます。コンビニ収納用バーコードに対応しているアプリについては豊能町ホームページを、地方税統一QRコード（eL-QR）に対応しているアプリについては「地方税お支払サイト」をご確認ください。

### クレジットカードで納付ができます

地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書は、「地方税お支払サイト」を通じてクレジットカードで納付することが可能です（納付額に応じてシステム利用料の負担が生じます。詳しくは「地方税お支払サイト」をご確認ください）。

※令和8年度において、地方税統一QRコードに対応している税目は町府民税（普通徴収）、固定資産税および軽自動車税です。

※納付期限が過ぎた納付書はコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、クレジットカードを利用した納付ができなくなります。

※町で収納の確認が取れるまで、口座振替で納税された場合は数日程度、コンビニ、スマートフォンアプリ、クレジットカードで納付をされた場合は1～4週間程度かかることがあります。納付後すぐに納税証明書の申請をされる場合は、申請窓口にて「領収証書」または納付が確認できる画面をご提示ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

問＝税務課 ☎739-3410

## 【後期高齢者医療制度に関するお知らせ】 令和8年度から保険料率が変わります

令和8年度から、子ども子育て世帯への給付に充てるため、子ども・子育て支援金分の保険料（子ども分）を算定します。

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定していますが、子ども分については、令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。

<令和8・9年度の保険料の算定方法> ※子ども分のみ令和8年度の料率

<b>年間の保険料</b>  <b>【賦課限度額】</b> 87.1万円	=	<b>医療分</b>  <b>【均等割額】</b> 64,931円  <b>【所得割額】</b> 賦課のもととなる所得金額（※） × 11.51%  <b>【賦課限度額】</b> 85万円	+	<b>子ども分</b>  <b>【均等割額】</b> 1,373円  <b>【所得割額】</b> 賦課のもととなる所得金額（※） × 0.24%  <b>【賦課限度額】</b> 2.1万円
---	---	--	---	--

（※）賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額から基礎控除額43万円を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

### 保険料額のお知らせと納め方

令和8年度の保険料額については、7月中旬に通知書を送付します。

#### （1）普通徴収（口座振替や納付書での納付）の方

7月から翌年3月までの9期で納めていただきます。

※年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

#### （2）特別徴収（年金からの天引き）の方

受給している年金から、あらかじめ差し引いて徴収します。特別徴収には条件があり、条件を満たす場合は、原則、特別徴収になります。

※特別徴収をやめて口座振替での納付を希望される方は、保険課までお申し出ください。

#### ○仮徴収について（4・6・8月）

特別徴収の場合、年間保険料額が確定するまでの期間は、令和7年度の保険料額を基に、仮徴収を行います。なお、9月以降については、決定した年間保険料額から、仮徴収期間に徴収した額を差し引いて納付していただきます。

##### ①令和8年2月に保険料を特別徴収されている方

2月に納付いただいた金額と同額を納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

##### ②4月から新たに特別徴収の対象となる方

令和7年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定し、通知書を送付します。

**問** = 大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06-4790-2028 FAX06-4790-2030

※受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時30分

または豊能町保険課（国保） ☎739-3422

## 令和8年度の国民健康保険料について

令和8年度の国民健康保険料の保険料率等は、以下のとおりとなります。

令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」がすべての公的医療保険で始まり、国民健康保険においても子ども・子育て支援納付金に係る保険料が追加されます。

負担いただく金額は、大阪府内統一の保険料率に基づき、所得や世帯構成などに応じて算定されます。

なお、国民健康保険料決定通知は、6月中旬に発送し、1期(6月)から10期(翌年3月)までの10期割となります。

≪令和8年度≫

( ) 内は令和7年度保険料率

賦課方式	被保険者全員		40～64歳の方	被保険者全員
	医療分	後期分	介護分	子ども分
所得割	9.50% (9.30%)	3.06% (3.02%)	2.60% (2.56%)	0.28% (昨年度なし)
均等割	34,990円 (34,424円)	11,191円 (11,034円)	18,682円 (18,784円)	1,841円※ (昨年度なし)
平等割	33,908円 (33,574円)	10,845円 (10,761円)	0円 (変更なし)	0円 (昨年度なし)
賦課限度額	66万円 (65万円)	26万円 (24万円)	17万円 (変更なし)	3万円 (昨年度なし)

※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者については、均等割額が全額軽減されます。

問=保険課(国保) ☎739-3422

## 令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、国の子ども未来戦略に基づき、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、抜本的な子育て支援を行うための安定した財源を確保するため、令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の成立により創設されました。

この制度は、全世代・全経済主体から、世代を超えて社会全体で子育てを支える財源として、医療保険の保険料とあわせて所得に応じて拠出を求める仕組みです。そのため、全ての医療保険者は、新たに「子ども・子育て支援納付金分」(以下「子ども分」)を被保険者から徴収し、国に納付することが義務付けられました。

国民健康保険、後期高齢者医療保険においても、令和8年度から、従来の保険料に加え、「子ども分」をあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金制度の詳細については、右記二次元コードよりホームページをご覧ください。ただ、コールセンターへお問い合わせください。

問=こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272

(受付時間：平日午前9時～午後6時)



二次元コードはこちら

# 案内一般

## 町職員人事(4月1日付)

課長級以上(職名は本務職名のみ)を掲載しております。

( )内は前職です。

### ○部長級異動

・ ことども未来部長

小森 進(生活福祉部長)

・ 都市建設部理事

上田 輝雄(大阪府より派遣)

### ○部長級昇格

・ 生活福祉部長

寺倉 義浩(行財政課長)

・ 都市建設部長

田中 克生(都市建設部次長)

・ 都市建設部理事兼建設課長

中谷 康彦(農林商工課長)

### ○課長級異動

・ 吉川支所長

中谷 匠(生涯学習課長)

・ 会計管理者

岡本 めぐみ(健康増進課長)

・ 総務課長

奥 文彦(広報職員課長)

・ 税務課長

清水 義和(吉川支所長)

・ 住民権課長

石井 慎子(会計管理者)

## 教職員人事(4月1日付)

( )内は前職です。

### 校長

▽とよの東学園

高橋 弘樹

(東能勢小中学校 校長)

▽とよの西学園

内野 慎也

(光風台小学校 校長)

### 副校長

▽とよの東学園

高畑 大輔

(東能勢小中学校 副校長)

▽とよの西学園

峯 亜希子

(町教委・義務教育課長)

### 教頭

▽とよの東学園

瀬戸口 里恵子

(東ときわ台小学校 教頭)

進藤 哲広

(東能勢小学校 教頭)

▽とよの西学園

乾 智志

(光風台小学校 教頭)

宗像 亮

(東能勢中学校 教頭)

### 役職定年

清水 宏治

(吉川中学校 教頭)

### 転出

松浦 靖典

(吉川小学校 校長)

張 裕太郎

(東ときわ台小学校 校長)

山田 善紀

(吉川小学校 教頭)

### 退職(3月31日付)

遠藤 克俊

(吉川中学校 校長)

### 問II 教育総務課

☎ 739・3426

問II 総務課 ☎ 739・3415



町議会 3月定例会議  
(3月2日～24日)

町長が提出し、議決等された案件  
および主な内容は次のとおりです。

○専決処分の報告の件(令和7年  
度豊能町一般会計補正予算)

令和8年2月8日執行の第51回衆  
議院議員総選挙等に係る経費につい  
て、令和8年1月23日付で専決処分  
したので、報告するものです。

○豊能町犯罪被害者等支援条例制  
定の件

犯罪被害者等の支援に関し、基本  
的な理念を定めるため、本条例を制  
定するものです。

○豊能町環境基金条例制定の件

町が回収した資源紙類および廃食  
油等の売却により生ずる収入を、環  
境保全に関する施策等の推進に必要  
な経費に充てるための基金を設置す  
るものです。

○豊能町スクールバス運行に関す  
る条例制定の件

とよの西学園の開校に伴い児童の  
通学手段としてのスクールバスの運  
行を円滑に行うため、本条例を制定  
するものです。

○豊能町特定乳児等通園支援事業  
の運営に関する基準を定める条

例制定の件

国において特定乳児等通園支援事  
業の運営に関する基準が定められた  
ことから、本町においても国基準を  
踏まえた同事業の運営に関する基準  
を定める条例を制定するものです。

○豊能町職員旅費条例改正の件

国家公務員等の旅費に関する法律  
の改正に準じ、宿泊費の見直しなど、  
所要の改正を行うものです。

○町長等の損害賠償責任の一部の  
免責に関する条例改正の件

地方自治法の改正に伴い、規定の  
整備を行うものです。

○豊能町消防団員等公務災害補償  
条例改正の件

非常勤消防団員等に係る損害補償  
の基準を定める政令の改正に伴い、  
損害補償の算定の基礎となる補償基  
礎額等の改定を行うものです。

○豊能町国民健康保険条例改正の件

国民健康保険法施行令の改正等に  
伴い、子ども・子育て支援納付金賦  
課額の新設など所要の改正を行うも  
のです。

○豊能町都市公園条例改正の件

都市公園内を占用する際の占用料  
を定めるため、所要の改正を行うも  
のです。

○豊能町都市計画審議会条例改正  
の件

町長が任命する都市計画審議会委  
員について、所要の改正を行うもの  
です。

○豊能町立学校等屋内運動場及び  
施設設備の使用に関する条例改  
正の件

令和8年4月に東西地区に義務教  
育学校を開校することから校名の変  
更など、所要の改正を行うものです。

○豊能町乳児等通園支援事業の設  
備及び運営の基準を定める条例  
改正の件

国の乳児等通園支援事業の設備及  
び運営に関する基準の改正に伴い、  
現行規定の文言の整理など、所要の  
改正を行うものです。

○豊能町過疎地域持続的発展計画  
を定めることについて

地域の持続的発展のための豊能町  
過疎地域持続的発展計画の策定につ  
いて、議会の議決を求めるものです。

○令和7年度豊能町一般会計補正  
予算(第12回)の件

既定の歳入歳出予算の総額に9,  
065万2千円を減額し、予算の総  
額を100億9,585万7千円と  
するものです。

歳出の主な内容は、戸籍振り仮名  
記載についての法改正に伴うシステ  
ム改修費、高齢者等外出支援に係る  
車両購入費、職員の退職手当などで

す。また、事業費の確定に伴い不用  
額を減額するものです。

○令和7年度豊能町後期高齢者医  
療特別会計補正予算(第2回)  
の件

既定の歳入歳出予算の総額を増  
減なしとし、予算の総額を8億2,  
941万1千円とするものです。  
歳出の主な内容は、後期高齢者医  
療広域連合会納付金の確定に伴う財  
源振替です。

○豊能町介護保険条例改正の件

介護保険法施行令の改正に伴い、  
令和8年度の保険料率の算定に関す  
る基準の特例など、所要の改正を行  
うものです。

○豊能町立学校給食共同調理場設  
置条例制定の件

地方教育行政の組織及び運営に関  
する法律の規定に基づき、町内の義  
務教育学校および幼稚園の給食調理  
等の業務を一括して行う施設として、  
豊能町立学校給食共同調理場を設置  
するため、本条例を制定するもので  
す。

※令和8年度の各会計当初予算は  
2・3ページに掲載しています。

問 II 総務課 ☎739・3415

**全国瞬時警報システム  
(Jアラート) 全国一  
斉情報伝達試験および  
緊急地震速報訓練**

国によるJアラート(地震や武力攻撃などの緊急情報を人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステム)を活用した全国一斉情報伝達試験および緊急地震速報訓練が実施されます。

この試験および訓練は、Jアラート受信機を運用するすべての都道府県および市町村を対象としており、本町も防災行政無線を用いて受信確認や情報伝達手段の起動手順の確認を行います。防災行政無線および戸別受信機から訓練放送が流れるとともに、たんぽぽメールの配信も行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

**【全国一斉情報伝達試験】**

- ①6月3日(水) 午前11時
- ②8月26日(水) 午前11時
- ③11月11日(水) 午前11時
- ④令和9年2月3日(水) 午前11時

**【緊急地震速報訓練】**

- ①6月17日(水) 午前10時頃
- ②11月5日(木) 午前10時頃

※なお、防災行政無線の放送内容は電話(☎739・3466)で聞き直すことができます。

問Ⅱ総務課 ☎739・3415

**豊能町学校施設跡地利  
活用に關する基本方針  
を策定しました**

4月に義務教育学校として「とよの西学園」が開校したことに伴い、3月末で吉川小学校、光風台小学校および東ときわ台小学校の学校施設としての用途が廃止されました。

この間、町では、3つの学校施設の跡地利活用について「豊能町学校施設等跡地利活用検討委員会」を設置し検討を行ってまいりましたが、このたび、同委員会から示された基本的な考え方(答申)を踏まえ、「豊能町学校施設跡地利活用に関する基本方針」を策定しました。

基本方針では、学校施設がこれまで果たしてきた地域防災機能を維持するとともに、学校施設開放事業の継続に向けた対応や地域の現状や課題、学校ごとの都市計画法上の制限等を整理したうえで、民間による利活用や地域コミュニティによる利活用について検討することとしています。

学校は、いずれも豊かな自然や良好な住宅に囲まれた地域にあり、自然環境や住環境に配慮する必要があるため、学校や事務所など利用者が特定される施設として利活用するこ

とを基本としていますが、利活用の検討にあたっては、それぞれの学校施設跡地の市場性を把握し、利活用の実現可能性を幅広く検討するため、サウンディング型市場調査を実施することとしています。

今後は、同調査を実施し、その内容を踏まえ、その実現性や妥当性を見極めることとしていますが、利活用に当たっては、自然環境や住環境に十分配慮し、地域の意向を尊重しながら、慎重に検討を行ってまいります。

**問Ⅱ総合政策課**

☎739・3412

**寄付ありがとうございます**

光風台小学校6年生一同より、2月14日の閉校イベントでのバザーの収益5,470円を寄付していただきました。

あたたかいご厚意に深く感謝申し上げます。

**問Ⅱ福祉相談支援室**

☎738・7770

**寄付ありがとうございます**

小学校を卒業する6年生79名に、(株)rural平田薫様よりSDGsの考え方の普及や子ども達の思い出の記念として「ランドセルで作ったキーホルダー」の寄付をいただき、卒業式にプレゼントさせていただきました。



左：板倉忠教育長 右：平田薫様

(株)rural平田薫様からのご厚意に深く感謝申し上げます。

**問Ⅱ義務教育課**

☎739・3427

## 寄付ありがとつぎやります

義務教育学校に入学する新1年生のために、「虹の会」様より、義務教育学校1年生から高等学校までの学習状況の記録を綴じるファイルの寄付をいただきました。



虹の会様からの16年にわたる、ご厚意・ご協力に深く感謝申し上げます。

問 義務教育課

☎ 739・3427

## 高山コミュニティセンター ター右近の郷 田植え体験のご案内

田植えを通して、お米の大切さを学ぼう！

時 5月17日(日) ※雨天決行

受付場所 右近の郷

受付時間 午前10時～10時20分

※受付後、午前10時30分に参加者全員で田んぼに移動しますので、時間厳守をお願いします。

¥ 小学生以上 1人600円

食事 におにぎり2個、味噌汁

1食500円 ※要予約

※食事の内容は予告なく変更する場合がございます。

持 汚れても良い服装・靴(長靴)、

靴下、軍手、帽子、飲み物、雨具

※長靴や靴で田んぼに入ると抜けなくなるため、靴下で田んぼに入っていたできます。田んぼに入るための汚れても良い靴下をお持ちください。

申 次の申込みフォームより申込みください



申込みはこちら

締 5月14日(木)

※イベントや活動の様子をSNSやホームページなどでご紹介させていただきます。

※当日の受付時にお申し出ください。

※事前に重要なご案内を差し上げる場合があります。必ずご連絡可能なメールアドレスにてお申込みの上、定期的にご確認ください。

問 株式会社ブラッド

☎ 06・7494・3311

(平日：午前10時～午後5時)

※株式会社ブラッドは右近の郷の指定管理者です。

高山コミュニティセンター 右近の郷  
☎ 741・1959

(土日：午前10時～午後5時)

## 自衛官募集

募集種目 = 自衛官候補生 (男・女)

※その他の募集種目については、お問い合わせください。

対象年齢 = 18歳以上33歳未満

※32歳の方は、一度下記の連絡先にお問い合わせください。

受付期間 = 年間を通じて受付

問 = 自衛隊豊中募集案内所 (阪急豊中駅下車、西へ徒歩2分)

☎・FAX 06-6843-8400

